

関係府省庁の取組

	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	内閣府	11月	○	平成29年度「子供・若者育成支援強調月間」において、広報・啓発活動を実施	平成29年度「子供・若者育成支援強調月間」実施要綱（内閣府特命担当大臣決定）において、取り組むべき課題の重点事項として「児童虐待の予防と対応」を掲げ、各都道府県及び全国の市町村（都道府県経由）に周知するとともに、青少年関係団体にも周知。	
	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	警察庁	通年	○	匿名通報ダイヤルにおける児童虐待事案（情報）の受付	平成22年2月から子どもや女性を守るための匿名通報事業の対象に児童虐待事案を加えて運用し、早期の児童虐待の発見、被害児童の早期救出保護に努めている。	
2		8月2日～10日		児童虐待防止に向けた専門的な職員研修の実施	都道府県警察において児童虐待事案を取り扱う専門分野の警察職員に対して、事例研究や学識経験者等の有識者による講義等の専門的な研修を実施した。	
3		11月	○	児童虐待防止に向けた集中的な広報啓発の実施等	11月の広報重点に「児童虐待防止対策の推進」を掲げるほか、10月に都道府県警察に対して児童虐待防止に向けた広報啓発の推進や児童虐待への適切な対応を図るための取組の推進について通知する予定である。また、都道府県警察では、警察本部のホームページや交番のミニ広報誌等を活用し、児童虐待事案の早期発見、早期通報などの広報啓発を行う。	
4		通年	○	児童虐待防止に向けた職員研修の実施	都道府県警察において、職員研修を実施し、児童虐待事案への適切な対応の徹底を図る。	
	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	法務省	通年	○	子どもの人権110番	全国の法務局・地方法務局において、フリーダイヤルの相談電話を設置し、人権擁護委員と法務局職員が、いじめや児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談に応じている。	子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的とし、6月26日～7月2日に全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設け、相談を受け付ける時間の延長や電話回線の増設等を行った。
2		通年	○	子どもの人権SOSミニレター	全国の小中学校の児童・生徒全員に、学校を通じて、料金受取人払い方式の便箋兼封筒を配布し、いじめや児童虐待等に悩んでいる児童・生徒からの相談を受け、人権擁護委員と法務局職員がこれに応じている。	
3		通年	○	子どもの人権SOS-eメール	パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談をすることができる窓口を開設し、いじめや児童虐待などの子どもの人権問題に関する相談について、人権擁護委員と法務局職員が、これに応じている。	
4		通年	○	ページ「子どもの人権」	法務省ホームページに「子どもの人権」に関するページを掲載し、児童虐待等の子どもの人権問題について啓発を実施している。	
	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	文部科学省	6月7日、1月		都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての周知	都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導担当者が集まる協議会において、厚生労働省及び文部科学省児童生徒課から児童虐待防止対策について説明したり、関連文書を配布したりするなど、児童虐待防止のための取組の一層の促進を周知（平成30年1月は予定）。	1月は予定
2		9月28日		学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー活用事業の実施団体（都道府県、政令指定都市及び中核市）担当者等に対し、文部科学省担当者から学校における児童虐待に関する対応、特に通告義務について説明するなど、スクールソーシャルワーカーの役割の重要性について、周知予定。また、各自治体の虐待対応事例の情報共有を行う予定。	予定

	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
3	文部科学省	10月		各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各国公立大学長等に対し「児童虐待防止推進月間」における広報啓発ポスター・リーフレット等の送付	「児童虐待防止推進月間」の実施に際し、児童虐待問題への社会的関心を喚起するために各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各国公立大学長等に対してポスター・リーフレット等を送付予定。	
4		5月～3月	○	先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）	問題を抱え孤立した家庭に対する効果的な支援手法としてニーズが高い訪問型家庭教育支援の実施を推進するため、保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、虐待、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を国の主導によりパイロット的に実施する。	
	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	厚生労働省	10月		広報・啓発物品の全国配布	ポスター、リーフレット、ふせんを全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。	
2		10月		「児童虐待防止推進月間」標語の決定・公表	児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行った。全国からの応募総数6,477作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。標語は厚生労働省が作成する各種広報媒体に掲載。 平成29年度最優秀作品 『いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声』	
3		10月28日～29日		「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催	児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」を高知県高知市で開催し、基調講演、分科会等を実施。	
4		11月6日～10日	○	厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ	室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施。	
5		11月22日	○	児童虐待防止対策協議会の開催	児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、取組状況について情報交換を行うとともに、連携強化や更なる対策の充実を図るための方策を検討。	
	府省庁等名	実施（予定） 期間・日	11月に実施する 場合、○を選択	実施（予定）事項	具体的内容（テーマ・開催場所等）	備考
1	最高裁判所	11月頃	○	「児童虐待防止推進月間」の各家庭裁判所への周知	「児童虐待防止推進月間」への協力に関する通知を各家庭裁判所に対して行うほか、広報啓発用のポスター等が送付された際には、実施要綱に沿って取り扱うよう連絡する予定	